

法教育

法教育
センターニュース

No. 27

2019年8月5日
第27号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
会長 伊藤 信吾



「法の心」は温かい

新科目「公共」は、様々な社会的問題について、生徒が自ら考え、他者を説得して、合意に達することができるようになることを目指しているとのこと。

私は、かような「公共」的な素養を身につけるには、知識・技術を習得することよりも、社会の中で合意されて作られたルールである「法」の意味合いを学ぶことが大切と感じます。

ここで、「法」を学ぶということは、単純に法律の内容を学ぶというものではありません。もっと本質的に、「法」は何のためにあるのか、「法の心」とは何かについて学ぶものです。

みなさんは、「法」という言葉からは、校則のように、みんなが守るべきルールと感じ、違反すると怒られたり罰則が課せられるような厳しいルールというイメージが思い浮かぶかもしれません。そして、「法」というのは機械的・事務的なもので、全体の規律を維持するために、私たち個々人の自由勝手な振る舞いを許さず、私たちを縛るだけのものと感じるかもしれません。

確かに、違反したら刑罰が課せられる「刑法」に代表されるように、法律は、社会の中での規律を維持するためにあるという側面があります。

しかしながら、私は「法の心」は、もっと温かなもの

であると感じます。

「こどものとうひょうおとなのせんきょ」という絵本があります（かこさとし著、童心社）。その中で、「法の心」を導く民主主義の理念の説明として「みんなしゅしゅぎは、いいことを みんなで きめるんだよな。かすが おおいから、いいんじゃないくて、たとえ、ひとりでも いい かんがえなら、みんなで だいにするのが、みんなしゅしゅぎの いい ところだろ。」との言葉があります。

本当に、そのとおりだと思います。まず、一人ひとりの想いや考えを大切にすることが、「法の心」なのです。

もっとも、世の中には、沢山のひとが様々な立場で活動しています。その中で、様々な想いや考えや利益が衝突することがあります。それを調整していくのが「法」なのです。物事には、どちらかが100%正しくて、どちらかが100%間違っているということは、それほど多くはありません。

現実には、様々なひとが、それぞれの正義感をもとにして、社会的な活動をする中で、正しいことと正しいことがぶつかりあう場合が多くあります。善と悪ではなく、善と善がぶつかり合うからこそ、解決が難しくなるのです。その調整のために「法」があるわけです。勧善懲悪というような単純なものではないわけです。

かように、一人ひとりを大切にすることから、様々な立場や考えを「みんなで だいに」して、十分な議論のもとに調整をして、「法」を定める必要があるのです。そういった意味で、「法の心」は、一人ひとりに温かな眼差しを持っていると感じています。

今後も、当弁護士会は、みなさんとともに、そんな「法の心」を広げていきたいと思っています。それこそが、新科目「公共」の中でも実践されるべき教育活動であると信じています。

「新科目『公共』における教員と弁護士の協働のあり方を考える～模擬裁判授業を通じて～」

1 はじめに

平成31年3月16日、日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会との共催で、シンポジウム「新



科目『公共』における教員と弁護士の協働のあり方を考える～模擬裁判授業を通じて～」が開催されました。

新科目「公共」は、高校の学習指導要領に、平成30年の改訂で設けられた新科目で、2022年度からの実施が予定されています。この科目では、「事実を基に多面的・多角的に考察し公平に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力」（高等学校学習指導要領より引用）を育成することが目標とされています。この目標は、弁護士会が考える法教育活動の目標ととても近いものです。

また、今回の指導要領の改訂では、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、外部専門家の授業への参加が推進されることになりました。弁護士も、外部専門家として、教育課程に関わっていくことが期待されています。このような動きを受けて、新科目「公共」において、学校の教員と弁護士はどのように協働できるのか、どのように協働するのが望ましいのかを、授業実践を通じて考えるために、今回のシンポジウムが開催されました。

当日は、学校の教員や弁護士を中心に、57名の参加がありました。

2 第1部 基調講演

シンポジウムの前半では、基調講演が行われました。

まず、当会副会長（当時）で中教審社会地理歴史公民WGの委員でもあった村松剛弁護士が、新科目「公共」で身につけるべき資質・能力の育成に模擬裁判がどう役に立つのか、という視点で講演しました。

続いて、神奈川県立湘南台高等学校の二見遼介教員

が、弁護士と協働して作成・実践を行った授業の報告をしました。

さらに、日弁連市民のための法教育委員会委員長の野坂佳生弁護士が、「事実」と「論拠」を区別して議論を組み立てるモデルである「トゥールミンモデル」を紹介し、このモデルが「公共」で身につけるべき資質・能力の育成によく役立つことを説明しました。

3 第2部 パネルディスカッション

第2部のパネルディスカッションでは、二見教員と野坂弁護士に加え、授業実践に関与した当会の高井英城弁護士をパネリスト、当会の入坂剛太弁護士と神奈川県立湘南台高等学校の奥村綾香教員をコーディネーターとして、授業実践での注意点や悩みについて、非常に充実した議論が交わされました。

特に、授業での生徒の反応を基に、どうすれば「事実」と「論拠」をうまく分けて議論ができるか、どうすれば「論拠」をうまく言葉にできるか、授業を行う上で生徒とどのように関わればよいか、といった授業の実践に関する生の悩みに関する議論は、大変有意義でした。また、学校の教員が弁護士と共に授業を作り、実施していくためには、教員と弁護士が主体的に協働することが重要である、という理解が共有できたのも、大きな成果だったと思います。

4 おわりに

新科目「公共」のスタートは2022年度ですが、2018年度には文部科学省から解説が出され、徐々に授業の検討が始まっていることと思います。今後も、シンポジウムの成果を受けて、新科目「公共」の実践に向けた教員と弁護士の連携を深めていきたいと思っています。



(法教育委員会委員 萩原 経)

教員と弁護士のより良い協働を目指して



平成31年3月16日に、神奈川県弁護士会主催の法教育シンポジウム「新科目『公共』における教員と弁護士の協働のあり方を考える～模擬裁判授業を通じて～」が実施されました。私はこのシンポジウムに教員の立場でパネリストとして参加し、シンポジウムで紹介された本校（神奈川県立湘南台高等学校）における模擬裁判の実施に向けて、数カ月に亘り弁護士と連携・協働しながら授業づくりを進めてきました。その中で、改めて感じたことについて述べたいと思います。

それは、学校教育において、これまで以上に学びと社会をつなげていく必要があること、そして、その実現のためには専門家や関係する諸機関などと積極的かつ効果的な連携・協働をしていく必要があるということです。

神奈川県弁護士会には、以前から本校の模擬裁判の実施にお力添えをいただいておりますが、昨年度、私は次のことを担当の弁護士にお伝えしました。それは、「本校の生徒が、模擬裁判を通して論拠を踏まえた主張をできるようになってほしい。」ということです。これは、本校で授業をしていく中で、私が日頃から感じていた課題でした。今思うと、本校の生徒にこの力を身につけてもらいたいという想いが、弁論・論告作成型の模擬裁判や、シンポジウムの内容につながっていったのだと思っています。

一昨年度から本校が実施している模擬裁判は、パッケージ化された模擬裁判ではなく、前例がほとんどない形式での模擬裁判でした。これまで行われてきた模擬裁判は、生徒が裁判官・弁護士・検察官の役となり、シナリオを朗読しながら刑事手続の流れを体験することで、適正手続の重要性について理解を深めていくことが主流であったように感じています。

このような模擬裁判とは視点を変え、本校では、弁護士・検察官が作成する弁論・論告を、調書等の証拠を基に生徒が一から作成することを通して、「事実を基に論拠を踏まえた主張をする力」を養う模擬裁判を実施してきました。この模擬裁判を実施するにあたり、生徒は「ツールミンモデル」という論理モデルについて学び、このモデルを活用しながら弁論・論告の作成を進めていきます。調書等の証拠から「事実」を取り上げ、その事実からどのようなことが言えるのか(=論拠)について、グループで協働して考察しながら弁論・論告の完成を目指すのですが、この論拠の考察が

生徒にとって大きな壁となります。この壁を乗り越える手助けとなるのが、弁護士による支援です。論拠を考察しながら弁論・論告を作成する段階で、弁護士にグループワークに関わっていただくことで、生徒の学びが深まることになります。



弁護士によるグループワークの関わりをより実りのあるものにするために、私はワークシートの共有や情報交換などを積極的に行うよう心掛けました。事前準備の段階から、弁護士と連携を深めていくことが、今回の成果につながったのだと思います。この取り組みを通して、生徒は事実を基に論拠を考察していくトレーニングをすることになりますが、これに加え、事実の捉え方により、事件の見え方が大きく変わることについても学ぶことになります。つまり、この模擬裁判は、多角的な物事の見方について学習する機会になっているともいえるのです。

以上のような力を身につける授業実践は、2022年度より新たな科目として設置される「公共」においても必要とされているといえます。新学習指導要領解説によると、新科目「公共」の単元「司法参加の意義」においては、模擬裁判を通して、証拠や論拠に基づいて公平・公正に判断し、多面的・多角的に考察、表現することが求められています。このような模擬裁判が各校で実施されるようになることで、新科目「公共」が目指す学習目標に近づくことができるのではないかと私は考えています。

法教育シンポジウムでは、神奈川県弁護士会法教育委員会の先生方に加え、中教審社会地理歴史公民WG委員である村松剛先生や、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会委員長である野坂佳生先生から、本実践について貴重なご意見をいただきました。このシンポジウムに向けた準備も含めた今回の取り組みを通して、教員と弁護士が1つのチームとなり、より良い授業づくりに向けた連携・協働ができたように今では感じています。今後の学校教育には、このような連携・協働が求められているのではないのでしょうか。本校における模擬裁判の実践や法教育シンポジウムがきっかけとなり、専門家や関係する諸機関などと積極的かつ効果的に連携・協働を進めていく学校が、少しでも増えていくことを願っています。

(神奈川県立湘南台高等学校 教諭 二見 遼介)

シンポジウムアンケート

学校教員A 生徒の思考力・判断力・表現力を高めるために、「事実」を基
点に議論をさせたり、
授業を構成したりする
ことの重要性を再確認
できた。ツールミン
モデルの練習問題や資
料が付いていたのも有益だった。



学校教員B 自分でもツールミンモデルや模擬裁判
を活用した授業実践を行ってみたい。ただ、事実と
論拠の区別がはっきりと分かっていない生徒の理解
を効果的に進めさせるためには、自分の力だけでは
難しいと思うので、弁護士との協働を考えたい。

学校教員C 「公共」に限らず、新学習指導要領では、
アウトプットすることに主眼を置いていると感じ
ているが、そのためには、しっかりとしたインプ
ットが不可欠である。限られた授業時間の中で、模
擬裁判の活用を含めた効果的なインプットの方法を模
索していきたい。

学校教員D 模擬裁判は、裁判の仕組みを学ぶもの
ではなく、裁判を通して思考力を身につけるものだ
という印象が変わった。「公共」において身につける
べき力をつけるために、模擬裁判よりも適切な教材
が思いつかない。

研究者A 「公共」のみではなく、高校教育全体の中で、
生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するのに、
「論拠」は重要と考えた。また、学校教育と社会と
の結び方についても考えさせられた。

大学生A 裁判や法の基本原理について理解すること
は重要だが、それよりも思考力の方が大事だとわ
かった。法に興味を持ち、楽しいと思ってもらえ
れば、学校の授業以外の時間も含めて生徒がそのこ
とを理解していくことは難しくないと思う。

大学生B 基調講演では、学校の授業という限られた
時間で、どのように模擬裁判を行い、ポイントを伝

えていくのかという点について詳しく知ることができ
た。また、パネルディスカッションでは、模擬裁判を
行った生徒の反応・感想の話も聞けてよかったです。

弁護士A 「公共」において何を目指すべきであり、
それを行わなければいけない理由、さらに、その方
法論が関連付けられた。極めて効果的な基調講演
だったと思います。

弁護士B パネルディスカッションでは、基調講演の
適切な掘り下げがなされていて、理解が深まった。
今回のシンポジウムで語られた内容を、より広く学校
の現場に知ってもらう手段について考えていきたい。



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、
弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行
います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授
業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内

神奈川県弁護士会法教育センター

TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718

受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センター
ニュースのバックナンバーなど、法教育に関する
多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ

(<https://www.kanaben.or.jp>)にアクセス!

編集

後記

令和最初の法教育セ
ンターニュースです。

令和を迎えたこれから

も本紙を通じて法教育センターの様々な活動
や各委員の法教育にかける想いを伝えていけ
たら嬉しいなと思います。

(田丸 明子)



編集
委員

Law-Related Education

細貝 嘉満 (デスク)

青木 康郎

田丸 明子 河野 隆行

服部 知之

村上 貴久 押田 美緒

大木秀一郎

松浦ひとみ 伊藤 真哉

岩崎 健太